

● 事務局だより ●



新年 あけまして おめでとうございます。
 本年も よろしく お願い 申し上げます。



第84号をお届けします。

◇ 国土交通省土地・建設産業局不動産課
 不動産指室から「平成22年度の宅地建物
 取引業法施行状況の結果について」寄稿いた
 だきました。宅建業者数は10年前の平成13年
 が135,283でしたが、平成22年度は125,832と、
 この10年で約15,500の減となっています。な
 かなか浮揚しない日本経済の影響が表れてい
 るのでしょうか。

◇ 昨年10月に実施された「平成23年度の宅
 地建物取引主任者資格試験」の結果がまとま
 りました。実施結果の概要については、すで
 に当機構のホームページに公表していますが、
 最近10年間の詳細の分析結果を掲載して
 います。職業別の合格者数は、当然に不動産
 業に従事している方が一番多いのですが、他
 業種の従事者の方が迫っています。一方、職
 業別の合格率では、主婦が最も高い合格率
 (22.7%) になっており、不動産業は下から2
 番目 (14.5%) となっています。ちょっと残
 念です。いうまでもなく、取引主任者の資格
 は、不動産業に従事する者にとって必須の資
 格です。勉強さえすれば必ず合格できます。
 合格できなかった不動産業に従事している皆
 さんは、今年こそは合格できるように頑張っ
 てください。

◇ 81号から連載で掲載してきました当機構
 元専務理事の幸前 成隆氏執筆の媒介業者・
 売主業者の説明に関する判例については、業
 務の参考にしていただいている読者が多いこ
 とと思います。本号では「売主の説明に関す
 る判例について (2)」を掲載しています。
 本号で完結となります。前号までの分と併せ

業務に活用いただければ幸いです。

◇ 今月号では、東京都・埼玉県・千葉県・
 神奈川県・愛知県・大阪府・兵庫県・福岡県
 の各宅建業所管課に協力いただき、平成22年
 度の紛争事例を掲載しました。業務停止の行
 政処分を受けた事例もあります。取引におけ
 る紛争を完全に防止することは困難なことで
 すが、少なくとも取引に関与した宅建業者の
 業務の不備が原因で紛争を生じさせることが
 無いようにしなければなりません。

◇ 「最近の判例から」注目の判例を含めて
 16事例を掲載しました。業務の参考にしてい
 ただければ幸いです。

◇ 人事異動

平成23年12月31日

退職 総括研究理事 田中 裕 司

平成24年1月15日

退職 総括主任研究員 太田 秀 也

平成24年1月24日 印刷 平成24年1月31日 発行
発 行 (財)不動産適正取引推進機構 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-8-21 (第33森ビル3F) TEL 03(3435)8111(代) HP http://www.retio.or.jp 発行人 堀之内 博 一 編集責任者 福 島 直 樹 印 刷 (株)加藤文明社

*本誌の無断転載を禁じます。
 本誌の掲載記事を転載される場合は、ご連絡下さ
 い。